物品調達手続きにおける不適切な事務処理について

公益財団法人環境科学技術研究所

○概要

弊所が平成25年度に調達した物品の一部に、不適切な事務処理が確認されました。 今後こうした事案が発生することのないよう、再発防止の徹底を図ります。

○確認された事実

所内の研究員からの相談を発端として、研究用備品(取得価格約41万円)が過去に正規の手続きによらず購入したことが疑われたため、昨年8月に内部調査委員会を設け、当時購入依頼を行った研究員、契約事務担当者、納入業者等からの聞き取り調査及び書類調査を行いました。

その結果、平成25年度に受託した調査業務において、当時購入依頼を行った研究員(1名)が、所内審査をくぐり抜ける目的で、研究用備品を消耗品として調達したことが確認されました。

これを受け、平成25年度に行った物品調達について実態調査を行ったところ、不適切に調達されたことが否定できない研究用備品が更に1件(取得価格約15万円)確認されました。

なお、これら2件の研究用備品は、目的の調査業務に適切に使用されており、私的 流用等はありませんでした。

また、これら2件以外には不適切な事例等は確認されませんでした。

○再発防止策等

今後こうした事案が発生することのないよう、以下の再発防止策等を講じました。

- ・「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」を新たに制定し、それに基づき「不正防止計画」を定め、全職員に周知徹底を図りました。
- ・物品調達手続きにおける所内審査を一層厳格化しました。
- ・これまで、購入依頼者が直接検収する体制となっていましたが、新たに検収所を 設け、納品される物品を一元的に検収する体制を設けました。
- ・外部講師を招き、全職員等を対象とする研究不正及び研究費の取り扱いに関する 不正の防止に関する講習会を開催しました。

なお、不適切な事務処理を行った当該研究員を懲戒処分(戒告)としました。

本件問い合せ先:総務部 企画・広報課長 佐々木照一 (電話 0175-71-1218)